

通所介護（介護予防・日常生活支援総合事業）サービス費・利用料

（※基本料金・各種加算は介護保険負担割合証に応じて計算されます）

	対象者	サービス種別	基本利用料	利用者負担
基本料金(1割負担)	事業対象者 要支援1	通所型独自サービス費(独自) 1月当たりの回数を定める場合	4,360円/回	436円/回
	事業対象者 要支援2	通所型独自サービス費(独自) 1月当たりの回数を定める場合	4,470円/回	447円/回
	事業対象者 要支援1	通所型独自サービス費(独自) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	17,980円/月	1,798円/月
	事業対象者 要支援2	通所型独自サービス費(独自) 1週当たりの標準的な回数を定める場合	36,210円/月	3,621円/月

各種加算		費用(円)	算定単位	備考
生活機能向上連携加算	(Ⅰ)	100	1月	訪問リハビリ、通所リハビリ、医療機関の理学・作業・言語聴覚療法士、医師が計画作成担当者として身体状況を評価した場合に算定します。【Ⅰ】助言を受けて評価 3月に1回を限度【Ⅱ】訪問して評価 運動器機能向上加算を算定している場合は1月に100単位
	(Ⅱ)	200	1月	
生活機能向上グループ活動加算		100	1月	利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。
若年性認知症利用者受入加算		240	1月	65歳未満の方に対して個別担当者を配置します。
栄養アセスメント加算		50	1月	管理栄養士を配置し栄養アセスメントを体制及び実施した場合に算定します。
栄養改善加算		200	1回	管理栄養士とともに栄養ケアを整備した場合に算定します。（月2回を限度）
口腔・栄養スクリーニング費	(Ⅰ)	20	1回	口腔・栄養状態を確認し、ケアマネジメントを行った場合に6月に1回を限度として算定します。
	(Ⅱ)	5		
口腔機能向上加算	(Ⅰ)	150	1回	口腔ケアについて、事業所としての計画を策定し評価及びケアを実施した場合に算定します。（月2回を限度）※(Ⅰ)(Ⅱ)の同時算定は不可 上記内容に加え厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します。（月2回を限度）
	(Ⅱ)	160		
一体的サービス提供加算		480	1月	栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に算定します。
科学的介護推進体制加算		40	1月	厚生労働省が求める情報提供を行った場合に算定します。
同一建物減算	事業対象者 要支援1	-376	1月	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合
	事業対象者 要支援2	-752	1月	
送迎減算		-47	片道	事業所が送迎を行わない場合
業務継続計画未策定減算		-(所定単位) × 1/100	1日	感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算する。
高齢者虐待防止措置未実施減算		-(所定単位) × 1/100	1日	利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。
利用者の数が利用定員を超える場合		(所定単位) × 70/100	1日	災害・虐待の受入れ等やむを得ない場合を除いて定員を超過している場合は減算する。
看護・介護職員の員数が基準に満たない場合		(所定単位) × 70/100	1日	看護・介護職員が人員基準を満たすべき員数を下回っている場合は減算する。
サービス提供体制強化加算	要支援1	88	1月	職員の配置状況・所有資格・勤続年数等により、いずれかを算定します。
	要支援2	176		
	要支援1	72		
	要支援2	144		
	要支援1	24		
	要支援2	48		

各種加算		費用(円)	算定単位	備考
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)	所定単位 × 92 / 1000	1月	厚生労働省の基準に基づいて算定します。
	(Ⅱ)			
	(Ⅲ)			
	(Ⅳ)			
介護職員等処遇改善加算	(Ⅴ) 1	所定単位 × 81 / 1000	1月	※(Ⅴ) 1～(Ⅴ) 14については 厚生労働省の基準に基づいて算定します。
	(Ⅴ) 2			
	(Ⅴ) 3			
	(Ⅴ) 4			
	(Ⅴ) 5			
	(Ⅴ) 6			
	(Ⅴ) 7			
	(Ⅴ) 8			

実費	費用(円)	算定単位	備考
食費	780円(税込み)	1食	食材料費+調理に要する費用(おやつ代含む)
生活セット(B)	事業所のもをご利用される場合 25円(税抜き) ※ご自身で購入されたの持ち込みも構いません。(毎回持ち帰り)	1日	※石けん(ボディーソープ)・シャンプー(リンスインシャンプー) 上記は施設で用意しているものをセットでご利用となるため、単品ごとの料金設定はなく、利用終了時のお持ち帰り等はご遠慮願います。ただし、他利用者様と比べ使用量が著しく多い等の場合は、別途ご相談させていただきます。
通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費	(1)事業所の実施地域を越えて片道10キロメートル未満 (2)事業所の実施地域を越えて片道10キロメートル以上	1キロメートルごとに200円 1キロメートルごとに300円	
その他	オムツ代を含む日常生活上の費用で利用者負担いただくことが適当である者に関わる費用は利用者または家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得た上で実費を負担していただきます。		